

社会福祉施設等における事故・不祥事案及び感染症等発生時の報告取扱要領

1 目的

この要領は、社会福祉施設等において利用者に対するサービスの提供により事故・不祥事案及び感染症等（以下「事故・不祥事案等」という。）が発生した場合の県及び市町村への報告の取扱いを定め、もって、類似する事故・不祥事案等の再発防止及び利用者の処遇向上を図ることを目的とする。

2 対象施設

別紙1「対象施設、報告様式及び報告書提出先」の施設種別に定める社会福祉施設等（以下「施設」という。）とする。

3 報告の範囲

各施設は次に該当する場合、報告を行うこととする。

なお、事故・不祥事等が発生した場合は、直ちに電話又はFAX等により第一報を行い、その後5に定める書式により報告すること。特に食中毒及び感染症については、初動の遅れにより発症者が広まるおそれがあるため、病原体が確定する前であっても症状からその疑いが持たれた時点で第一報を行うこと。

(1) 利用者の負傷又は死亡事故その他重大な人身事故の発生

※1 死亡事故以外に報告を要する事故の程度について

① 高齢者関係施設

医師（施設の勤務医、配置医師を含む）の診断を受け、投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故

② こども関係施設

- ・ 意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）
- ・ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故

③ その他の施設

外部の医療機関で受診（入院程度）を要した事故及び後遺症が残る可能性がある事故

※2 施設内における事故のほか、送迎・通院等の間の事故を含む。また、在宅福祉事業についても同様とする。

※3 施設側の過誤、過失の有無は問わない。

※4 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に係る疑義により家族とトラブルになったときは報告すること。

(2) 食中毒及び感染症の発生

ア 同一の感染症若しくは食中毒又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合

イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、施設長が特に報告を必要と認めた場合

※1 関連する法令に定める届出義務がある場合は、これに従うとともに、当該要領にも従い報告すること。

※2 感染症は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第1項に定める感染症のうち、5類感染症以外のものとする。

ただし、5類感染症であっても、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、感染性胃腸炎のいずれかが施設又は事業所内に蔓延する等の状態になった場合には、報告すること。

(3) 職員（従業員）の法令違反、不祥事案等の発生

※ 利用者からの預り金の横領、入所者への虐待など利用者の処遇に影響のあるものについて

ては、報告すること。

(4) その他、報告が必要と認められる事故・不祥事案の発生

※ 利用者の無断外出等による行方不明者の発生等利用者の生命、身体に重大な結果を生じるおそれがある事案が発生している場合等は報告すること。

4 報告先

各施設は、3で定める事故・不祥事案等が発生した場合は、青森県中央福祉事務所に速やかに報告すること。

※ 報告には利用者の個人情報が含まれるため、その取扱いに十分注意すること。

5 報告の書式

別紙1「対象施設、報告様式及び報告書提出先」のとおりとする。

ただし、食中毒及び感染症の発生については、別紙5「社会福祉施設等感染症等発生報告書」を標準とし、病原体が確定する前であっても、症状からその疑いが持たれた時点で速やかに第一報を行う。さらに事態が終息した時点で、同じく別紙5を用い対応報告を行うこと。

6 介護保険法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律における事故・不祥事案報告との関係

(1) 介護保険法に基づく施設等について

本取扱要領3に規定する報告範囲内の事案について、青森県老人福祉施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年3月青森県条例第12号）第4条の規定によりその定めるところによるものとされる次の基準の該当条文による市町村への報告を行う際は、併せて県に対しても本取扱要領に基づく報告を行うこと。

基準	該当条文
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	第37条第1項
指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	第53条の10第2項
指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準	第35条第2項
介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準	第36条第2項
介護医療院の人員・施設及び設備並びに運営に関する基準	第40条第2項

※ 上記の準用規定を含む。

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設等について
本取扱要領3に規定する報告範囲内の事案については、本取扱要領による報告をもって、次に基づき事業者が県に対して行う報告とする。

なお、市町村に対しても報告が必要であることに留意すること。

① 青森県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成25年3月青森県条例第14条）においてその定めるところによるものとされる次の基準の該当条文による県への報告

基準	該当条文
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	第40条第1項
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準	第54条第1項
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準	第32条第1項
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準	第18条第1項
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準	第17条第1項

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準	第43条第1項
--	---------

※ 上記の準用規定を含む。

② 厚生労働省令で定める次の基準の該当条文による県への報告

基準	該当条文
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準	第36条第1項
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準	第28条第1項

附 則

この要領は、平成25年6月25日から施行する。

平成29年1月1日 一部改正

令和元年12月20日 一部改正

令和2年12月15日 一部改正

令和3年1月20日 一部改正

令和5年5月8日 一部改正

令和6年2月2日 一部改正

令和7年3月24日 一部改正（令和7年4月1日施行）

別紙 1 (2 及び 5 関係)

対象施設、報告様式及び報告書提出先

施設種別	報告様式	報告書提出先	県担当課
<p>老人福祉施設等 (養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅)</p> <p>介護保険施設等 (介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム : 定員 29 人以下の地域密着型介護老人福祉施設を除く。)、介護老人保健施設、介護医療院、居宅サービス事業所等、介護予防サービス事業所等)</p>	<p>事故報告 ⇒別紙 2 「高齢者施設等事故報告書」</p> <p>不祥事案報告 ⇒別紙 4 「社会福祉施設等事故・不祥事案報告書」</p> <p>感染症等発生報告 ⇒別紙 5 「社会福祉施設等感染症等発生報告書」</p>	<p>青森県中央福祉事務所</p>	<p>高齢福祉保険課</p>
<p>児童福祉施設等 (保育所、認定こども園 (幼保連携型・保育所型))</p>	<p>事故報告 ⇒別紙 3 「教育・保育施設等事故報告書」</p> <p>不祥事案報告 ⇒別紙 4 「社会福祉施設等事故・不祥事案報告書」</p> <p>感染症等発生報告 ⇒別紙 5 「社会福祉施設等感染症等発生報告書」</p>	<p>TEL 017-734-9953 FAX 017-734-8306</p> <p>※感染症発生時は、管轄保健所に対しても確実かつ速やかに報告すること。</p>	<p>こどもみらい課</p>
<p>児童福祉施設等 (児童厚生施設、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、児童家庭支援センター、児童心理治療施設)、小規模住居型児童養育事業者、児童自立生活援助事業者</p>	<p>事故報告、不祥事案報告ともに ⇒別紙 4 「社会福祉施設等事故・不祥事案報告書」</p>		
<p>児童福祉施設等 (障害児入所施設、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所)</p>	<p>事故報告、不祥事案報告ともに ⇒別紙 4 「社会福祉施設等事故・不祥事案報告書」</p>		<p>障がい福祉課</p>

<p>障害者施設等 （障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、一般・特定相談支援事業所、福祉ホーム、身体障害者社会参加支援施設、地域活動支援センター）</p>	<p>感染症等発生報告 ⇒別紙5「社会福祉施設等感染症等発生報告書」</p>		
<p>生活保護施設 （救護施設）</p>			
<p>その他施設 （無料低額宿泊所（日常生活支援住居施設を含む））</p>			<p>健康医療福祉政策課</p>

- 注) 1 対象施設は県が所管する施設等とする。（中核市所管施設は中核市への報告が必要）
- 2 第一報は、文書作成を待たず電話又はFAX等により、事故・不祥事案及び感染症等発生後遅滞なく行うこと。
- 3 介護保険施設等、保育所、認定こども園、児童厚生施設、母子生活支援施設及び障害者施設等については、上記以外に市町村への報告についても留意すること。
- 4 児童福祉施設（保育所、認定こども園、児童厚生施設、母子生活支援施設及び児童家庭支援センターを除く。）、小規模住居型児童養育事業者及び児童自立生活援助事業者については、上記以外に、「児童福祉施設等入退所事務取扱要領」により、児童相談所へも報告を行うこと。
- 5 認可外保育施設については、平成27年2月16日付け内閣府・文部科学省・厚生労働省連名通知「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」に基づく事故報告様式により、県こどもみらい課に報告すること。